

## 訓練等給付事業の暫定支給決定に係る取扱いについて

### 1 基本的な考え方

訓練等給付にかかる障害福祉サービスは、障害者本人の希望を尊重し、その有する能力及び適性に応じ、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について①「当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向確認」②「当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断」を行うための期間として暫定支給決定期間を設けることが定められています。

### 2 暫定支給決定を行うサービス

- ① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（※基準該当自立訓練は除く）
- ② 就労移行支援（※養成施設は除く）
- ③ 就労継続支援A型

### 3 暫定支給期間

原則、通常の支給決定期間のうち最初の2ヶ月（支給決定日の属する月の翌月末まで）を暫定支給決定期間として決定します。受給者証の第六面の特記事項欄に、「支給決定期間のうち令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までは暫定支給決定期間とする。」と記載されていますので確認してください。

### 4 利用者の評価結果の報告

サービス提供事業者は、利用者のアセスメント内容、個別支援計画、当該計画に基づく支援実績記録及びその評価結果をとりまとめ、暫定支給決定期間の終期の2週間前までに、社会福祉課へ提出してください。また、相談支援専門員へも評価結果を送付し、サービス継続にかかるモニタリングを受けてください。

なお、アセスメント、個別支援計画、支援実績記録は事業所の任意様式で構いませんが、評価結果については「暫定支給決定期間にかかる訓練等給付事業評価結果報告書」により提出してください。

### 5 訓練継続の要否

事業所の評価結果によりサービスの継続について判断しますので、期日までに書類の提出がない場合には訓練の継続は不可とします。

また、事業者によるアセスメント等により改善効果が見込まれないと判断された場合や、特定相談支援事業所のモニタリングにより別のサービスが妥当であると判断された場合は、暫定支給期間満了をもってサービス終了となります。

## 【暫定支給の特例】

I.～III.のいずれかに該当する場合には、暫定支給期間を設けないことができます。

- I. 同一事業所または同一法人内でサービス種別を変更する場合

例:利用者の希望により、同一事業所(同一法人)内で暫定支給決定を要しないサービス(生活介護や就労継続支援B型など)から暫定支給決定を要するサービスへ変更する場合

⇒モニタリング報告書および計画案に事業所内異動であることが分かるように記載してください。

## II. アセスメントが既に行われている対象者

支給申請時において、既に当該事業者により暫定支給決定中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないと判断される場合

⇒市への支給申請時に当該事業所によるアセスメント結果を添えて申請してください。

## III. 就労継続支援A型を利用する場合で下記ア〜ウを全て満たす場合

(ア) 障害者本人が暫定支給決定を希望していない

(イ) 雇用期間の定めのない雇用契約を締結する予定である

(ウ) 採用時点において、選考試験等によりあらかじめ障害者本人の心身の状況、生活環境等についてアセスメントを行った結果、上記要件の確認ができており、暫定支給決定が不要であると認められること

⇒市への支給申請時に、以下の書類を添えて申請してください。なおこの書類についてはいずれもサービス提供予定事業者が作成し、障害者本人および相談支援専門員へも同じものを交付してください。

① 採用通知書等の採用予定の分かる書類(前述Ⅲ.(イ)の内容がわかるもの)

※支給決定前に書類を提出する必要があるため、次のいずれかの方法によること。

イ) 採用予定であることのみが記載された通知書等を提出する場合は、支給決定後に雇用締結の確認ができる書類(雇用契約書等の写し)を追加提出すること。

ロ) 支給決定以前に締結した「就労継続支援A型の支給決定始期の到来をもって当該雇用契約書の効力を生じるものとする」等の内容が記載された雇用契約書であれば、当該書類のみの提出で可とする。

② Ⅲ.(ウ)のアセスメントの結果がわかるもの(任意様式)

※サービス提供事業者が、対象者の希望する生活や課題等を把握するために、その有する能力、おかれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を行い、その結果をまとめたもの

※以前に就労継続支援A型事業所又は就労支援移行事業所を利用し、各事業所から引き継ぎを受けている場合は、以前の事業者が作成した障害者本人のアセスメント情報がわかる書類の写し

※ⅡまたはⅢにより申請された場合であっても、審査の結果暫定支給を行うことが妥当と判断される場合がありますので、必ず受給者証を確認してください。

## 6 その他留意事項

就労継続支援A型のうち、雇用契約を締結する利用者については、まず暫定支給決定期間の雇用契約を締結し、期間終了後に改めて期間の定めのない雇用契約を締結してください。

(利用希望者と暫定支給決定の初日から期間の定めのない雇用契約を締結し、その後暫定支給決定の結果利用できなくなった場合、事業者が当該利用希望者に解雇予告手当を支払う義務が生じるため)。